

ID: 51

担当部署: 教育委員会 なよろ市立天文台 業務係

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	なよろ市立天文台条例 第8条第1項		
例規番号	平成21年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可)</p> <p>第8条 別表第2に掲げる設備及び部屋を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>3 望遠鏡の使用者は、天文台職員より講習を受け、技術的に使用が可能であることを台長が認めた者でなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 天文台の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日